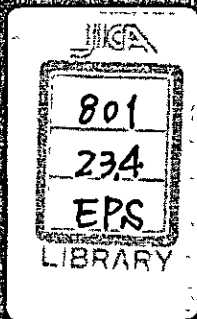


業務資料 No. 562

カナダ農業移住訓練生 動態調査報告

昭和55年3月

国際協力事業団



国際協力事業団

受入
月日 '84. 3. 16

801

登録No. 00500

23.4

EPS

はじめに

昭和44年度に開始された「カナダ農業移住訓練生制度」は、昭和51年度（第8回生）までに220名の訓練生をカナダ国アルバータ州に送出したが、昭和52年度以降、諸般の事情により中断したまゝとなっている。

当事業団としては、日本の青年に、カナダ農業移住もしくは大型機械農業の体験といったチャンスを与えるものとして、この種の制度を再開したいとの方向で検討を続けている。現時点では日加双方に解決せねばならない問題も多いが、本調査結果を踏え検討を進めることゝしたい。

本報告書が業務の参考となれば幸いである。

国際協力事業団
移住計画調査部長

JICA LIBRARY



1035632[7]

目 次

1	調 査 目 的	1
2	調 査 方 法	1
3	調 査 結 果	4
	(1) 訓練生の現況	4
	(2) アンケート回答者の傾向	4
	(3) アンケート集計結果	1
	(4) 調査結果考察	12
	(参考資料)	
	1. カナダ農業移住訓練生制度について	15

1 調査の目的

「カナダ農業移住訓練生制度」は、昭和44年度より昭和51年度までの間実施されその間に220名の訓練生を送出した。その後諸般の事情により中断されており、当時の訓練生が現在、どういう状況にあるか不明な点が多々あった。本制度はカナダ移住の中では特例的に募集、訓練、就労先の決定、送出等移住審査の点を除いてほぼ全面的に事業団が主体的に関与したものであり、本制度により渡加した者の動向を知ることは一つの業務評価につながることおよび日本人移住者のカナダ農業への進出の可能性やそのプロセスを知る資料ともなるだろうということから本調査が計画された。更にカナダへの農業移住は、中南米のごとく事業団の現地援護体制が整っていないこともあり、一般的に困難である点から、(移住許可取得の面からも困難と考えられる)、この種制度を通じ日本の青年層にカナダ農業移住の機会を与え得ることの意義は大きいものと判断される。こうした考え方から本制度を再開したいという希望は現在も残っており、本調査ではこうした制度に対する訓練生の意見を知り、又、訓練生がどういう過程でカナダに定着してゆくかを知ることにより、この再開の可能性、問題点等を検討する資料としたいというのが調査実施のもう一つの目的であった。

2. 調査方法

- (1) 昭和53年3月留守家族を通じ全訓練生の住所、現況の確認を行った。この調査をもとに作成した訓練生の現況リストにその後の情報、資料による異動状況を加え本調査の基本データとした。
- (2) この基本データにより資料1又は2の調査票を配布し(日本在住者は郵送によった)回収した。たゞ、カナダ在留者についてはこの基本データが完全なものでないという理由からトロント駐在員が確実に住所を把握しているもののみを調査対象とした。その意味でカナダにおける調査は今後も、継続する必要がある。

アルバータ農業移住訓練生名 冊

(日本語版)

アルバータ農業移住訓練生 名 冊

訓練生としてカナダに滞在し、カナダ農業や生活について学ばれ、帰国後は、そうした経験を生かして日本の社会で活躍されていることと存じます。

現在、この制度は、諸般の事情で中断しておりますが、日本の若年層には、海外に出たい、外国での生活体験を希望する人も多岐にわたります。

こうした方々の希望をかなえるためにも、また、農業移住を希望する若年層に移住のチャンスを与えるためにも、本制度を再開したいのと私共では考え、各方面にも働きかけてゆक्तつつもりです。

つきましては、本制度についての皆様方のご意見をお聞きし、より充実した制度を考えてゆきたいと存じます。

アルバイトを面立立ち入る質問もあるかと存じますか、本調査の趣旨を十分ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

国際協力事業団

氏名	年令	才	性別	男・女
現住所	職業 (勤務先)	氏名	氏名	年令
姓	氏	氏	氏	年令
家	氏	氏	氏	年令
族	氏	氏	氏	年令
構	氏	氏	氏	年令
成	氏	氏	氏	年令
引寄せを 出した年月日	年月日			
引寄せ先を 出た理由	2 その他()			
帰国した日	年月日			
行った理由	2 その他()			

アルバータ農業移住訓練生制度についてのアンケート

/ 本制度に参加した動機

2 訓練生に参加したとき、あなたは水住の意欲でしたか。帰国のもりでしたか。

7. 水 住 1. 帰 国 (a. 契約満了時 (2年目) b. 年目位)

9. 条件がよければ水住

3 本制度はあなたにとり良いものでしたか。

7. カナダのこと、カナダの農業を知ることができ素晴らしい制度だと思う。

4. 若者にとつては良い制度だと思うが、制度の運営に問題があった。

9. 制度の内容、運営ともに問題があり、不満な点が多かった。

エ. その他 ()

4 本制度の問題点(改善を必要とする点)について意見を述べて下さい。

長時間ご協力有難うございました。

3. 調査結果

(1) 訓練生の現況

全訓練生220名の現況は表1の通り。

(表1) カナダ農業移住訓練生現況

渡航年次	カナダ在住者	帰国者	不明	計	備考
昭和44年度	8	17 (7)	4	29	
45年度	20	8	19	47	
46年度	29	24	5	58	
47年度	9	9 (2)	7	25	
48年度	10	8 (2)	6	24	
49年度	8	2 (2)	10	20	
50年度	12 (1)	2	2	16	
51年度	0	0	1	1	
合計	96	70	54	220	

()内数字は住所不明のもの

但し、今回カナダ在住者すべてを調査対象としなかったためこの表ではカナダ在住者となっているものの内かなりの者が帰国もしくは不明となっていることが考えられる。

(2) アンケート回答者の傾向

ア 渡航年次別

渡航年次	カナダ在住者	帰国者	訓練生総数
昭和44年度	4	7	29
45年度	6	4	47
46年度	11	12	58
47年度	0	4	25
48年度	3	3	24

渡 航 年 次	カナダ在住者	帰 国 者	訓練生総数
49年度	2	0	20
50年度	1	1	16
51年度	0	0	1
合 計	27	31	220

アンケート回答者は全訓練生の26.4%である。44年度から46年度までの開始3年間の回答者が全回答者の75.9%（全訓練生の20%）であり、この3年間の訓練生の32.8%が回答したこととなり回答率が高かった。

イ 年令, 末既婚別

区 分	カナダ在住者	帰 国 者	総回答者
平均年令	30.3才	27.7才	28.9才
既 婚 者	19人	20人	39人
末 婚 者	8	11	19

ウ 引受農家就労期間

本制度では訓練生は渡航後2ケ年間は引受農家に就労する契約となっているが、場合によってはこの契約期間が満了する前に転住、転職する者も多かった。これが本制度中断の一因でもあったのでここでは年次別に引受農家就労の期間について集計してみた。たゞカナダ在住の回答者が主として引受農家のあるアルバータ州南部に集中している点から契約期間を当初引受農家で就労したものが多いたことが予想され、その意味では契約期間途中で引受農家を出た者の率は本集計結果よりかなり高いと考える必要があろう。

(表2) 年次別引受農家就労期間

渡航年度	6ヶ月未満		1年未満		1～2年		契約満了時		2年以上	
	カナダ 在住者	帰国者	カナダ 在住者	帰国者	カナダ 在住者	帰国者	カナダ 在住者	帰国者	カナダ 在住者	帰国者
昭和44年度				1				3	4	3
45年度							2	3	3	1
46年度				1		1	7	5	2	5
47年度		1				1		2		
48年度		1		1					3	
49年度							2			
50年度				1						
51年度										
計		2		4		2	11	13	12	9

注) カナダ在住者のうち4名, 帰国者のうち1名は未回答

契約期間中に農家を出た者が回答者の約14%でありそのすべてがその後、日本に帰国していることは興味深い。たゞしカナダ在住者の対象をBC州やオンタリオ州にまで広げるとこれとは異った結果となることは先にも述べた通り充分推測出来る。この調査とは離れるが契約期間途中で農家を出ることは訓練生にとっても一種の敗北感もしくはうしろめたさといったものになってはいないだろうか。これが途中で農家を出た者の多くが帰国していることにつながるのかも知れない。

エ 農業・非農業別

年次別	農業従事者		非農業従事者	
	カナダ在住者	帰国者	カナダ在住者	帰国者
昭和44年度	2	4	1	3
45年度	4	3	2	1
46年度	5	5	6	7
47年度	0	0	0	3
48年度	2	3	1	0
49年度	2	0	0	0
50年度	1	1	0	0
51年度	0	0	0	0
合計	16	16	10	14

(注)カナダ在住者1名、帰国者1名は職業欄記入なし。

制度が農業訓練生ということから訓練生参加者が農業経験者、農業系高・大学卒業生が多く、それを反映してか訓練期間終了後の職業も農業が多く全体では農業従事者が57.1%であった。(カナダ在住者では61.5%、帰国者では53.3%が農業従事者である。)帰国者で農業に従事している者の大半は家業を継いでいるものと考えられる。カナダ在住者で農業に従事する者の形態を見ると、独立した自営農が2人、分益農が1人、雇用農が13人である。

(3) アンケート集計結果

ア 本制度に参加した動機

記述回答のため多様な回答を得たが、要点に基づき集計すると表3の通りとなった。

(表3)

内 容	カナダ在住者	帰 国 者
ア カナダにおいて自己の能力を発揮し、夢を実現する。	4	2
イ カナダで農業をやる。	5	4
ウ 外国農業・カナダ農業を経験したい。	6	12
エ 海外生活、カナダへの興味。	6	9
オ その他、回答なし。	6	4

カナダ在住者の回答が各項目にばらばら分散しているのに比べ、帰国者の場合、ウ、エの回答者が70%近くを占め、この制度に参加する時から、カナダでの生活を一時的なものと考えていた傾向がみられる。

1 永住、帰国の意志

本制度に参加した時点において契約満了後に帰国すると考えていたか、カナダに永住すると考えていたかを質問したものであり、回答状況は表4の通りである。

(表4)

区 分	カナダ在住者	帰 国 者	計
ア 永 住	11	4	15
イ 契約満了時帰国	7	8	15
ウ 契約満了後一定期間滞在し、その後帰国	5	6	11
エ 条件がよければ永住	3	13	16
オ そ の 他	1	—	1
計	27	31	58

(注) 帰国者に対するアンケートには、設問オはなかった。

当然のことながら現在カナダに在住している者では、当初より永住と考えていたものが多いが、反面契約満了時に帰国するつもりであったもの7名が帰国せず現在もカナダに在住している点は興味深い。これとは逆に帰国者の内約40%が場合によっては永住しても良いと考えていた点には注目したい。調査数が少ない上カナダ在住者については調査対象が限定されている(地域

的にも)こともありこの傾向を一般化することは危険であるが、本制度参加者の約 $\frac{1}{2}$ はこの訓練生をカナダ移住の手段と考えていたということになるだろうか。

ウ 本制度に対する評価

本制度に参加してそれが各訓練生にどのような意味があったのかを自己評価させたのがこの設問である。なお、カナダ在住者と帰国者に対する設問の内容は異っているが評価の面から表5の通りとりまとめ集計した。

(表5)

評 価	カナダ在住者	帰 国 者	計
ア 満足している。	10	12	22
イ 制度そのものは良いが運営に不満。	15	15	30
ウ 不満な点が多い。	0	4	4
エ その他	1	0	1
合 計	26	31	57

(注)カナダ在住者の1名は回答せず。

本制度が、カナダ移住への第1歩としてもしくは青年時代に外国生活やカナダの大型機械化農業の体験の機会としては、回答者の大半が一定の評価を与えている。日本の青年層は近年外国への関心を著しく高めており、その意味からすればこの種制度の存在は評価し得るのであろう。

一方本制度実施には種々の問題があり、回答者の52.6%が本制度の意義は認めつつも、制度運営には不満を表明している。この不満の内容については次の設問(本制度の問題点)である程度理解出来るだろう。

エ 本制度の問題点

先の設問に関連し、本制度の問題点(改善を要する点)を記述回答させたものである。記述回答のため要点をまとめ全体を7点に分類し、集計したものが表6である。

(表6)

問題点(改善すべき点)	カナダ在住者	帰国者	計
ア 受け入れ側の待遇, 労働条件の悪さ	9	13	22
イ 相方にアグリーメント遵守の意識欠如	2	1	3
ウ 事業団の一貫した協力(現地での連絡, 資金援助の欠如)	6	8	14
エ 引受農家が日系に限られるため, 語学習得等を通じて, カナダ社会になじめない。	3	5	8
オ 出発前の現地状況の説明が不足・不備	4	4	8
カ 訓練生の資質が不均等	4	7	11
キ 制度の主旨が"永住"の準備か"訓練"か, 不明確	1	3	4
計	29	41	70

(注)重複回答あり。

ア, イは共に労働条件の過酷さに起因した指摘である。先進諸国ということから安易な気持ちしていると, 実体はかなり厳しいもので面喰うのである。特に農業労働者や家庭労働者の場合は労働時間も長く, 賃金もカナダの平均から見るとかなり低い。更に大型機械農業における Form Helper というのはいわば機械に使われるという労働形態であり, 長時間, 単純かつ息つく間もないというハードな仕事であることを認識しなければならない。この点についての日本での説明が充分でなかった(事業団側の理解も充分でない)ことは確かであり, 又訓練生側としても夢や希望に燃えており, 事業団側の説明を冷静に受け取れなかったこともあるのではないか。これはオの回答でも指摘されているところである。ウ, の回答について言えば, 実際に, 南米移住者に対する援助と比べればカナダ移住者に対する事業団の援助が徹々たるものであるのは確かで, 又, 帰国者にこの回答をしたものが多いのは, 引受農家とのトラブル等の場合における事業団の仲介, 指導等が不充分であるということの指摘ではないかと推察し得る。この点は, カナダ全体をトロント駐在員一人でカバーしているという事業団の体制が一つの原因であるといえよう。

カ, キの回答は本制度がカナダ移住希望者および2ヶ年のカナダ生活, カナダ農業の体験を希望する者双方に門戸を開いていたため制度の運営に中途半端な点が見られたためと考えられる。特に後者にとっては出来るだけ広く

カナダを見るという希望をもっており、又カナダ社会にもより多く接触したいという気持が強かったと想像し得る。しかし、2ケ年間はほぼアルバータ州南部での労働に追われることになるこの制度は不満足であったかも知れない。このことは移住を志して来た者にとっては逆の意味で将来の展望をつかみにくいものとなり、2ケ年が身分の定まらない訓練生ということで移住生活のスタートがおくれるのではないかというあせりを感じることもあったのではないだろうか。エの回答もこうした点に関連しているように見える。全体的にはこの制度が事業団主体の制度のように見えながら（特に日本国内では）、肝心のところは引受農家と訓練生の個人契約に基づいている点やカナダ政府は訓練生をあくまで労働力としての移住者と考えている点から訓練生がこの制度に抱いていたイメージと現実との間に若干のズレが生じたことはいなめない。しかもこのことは制度実施の上で事業団が完全に主体的になれないことでわれわれが感じていたはがゆさと通ずるものである。

オ 現在の生活に対する満足度

この設問はカナダ滞在者にのみなされたが結果は表7の通りである。

(表7)

渡 航 年 次	満 足	普 通	不 満	日本への帰国 を考えている
昭和 44 年度	1	3	0	0
45 年度	4	1	0	1
46 年度	3	5	1	0
47 年度	0	0	0	0
48 年度	1	2	0	0
49 年度	0	2	0	0
50 年度	0	0	1	0
51 年度	0	0	0	0
計	9	13	2	1

(注) 2名は回答せず

この結果は回答者の88%が満足もしくは普通と答えているが対象が最初の引受農家周辺のアルバータ州南部に限定されていることを割り引いて考える必要がある。その意味で訓練生の内、カナダに残った者の現在の状況、

および、そこに行きつくまでのプロセスをもう少し多くのケースで調査し、検討しない限りこの制度を利用してカナダに移住した者達の成功度又は現状での満足度を判断することは出来ない。

(4) 調査結果考察

本制度が中断されるに至る経緯において、契約途中で引受農家をとび出す訓練生が多く出たことが問題とされたが、今回作成した訓練生の現況データによれば100名近くの者が今もカナダに在住していることは喜ばしいといえよう。たゞ3-1)でも述べた通り今回調査がこの現況表でカナダ在住者となっている者全てを対象としなかったため、この結果はたゞちに了解出来ない点も多い。今後特にカナダ在住者についての追跡調査は継続したい。この調査では、訓練生自身がこの「カナダ農業移住訓練生制度」をどう受けとめているかという点についてのアンケート調査を実施したわけである。しかし、回答者の範囲が限定され（特にカナダ在住者について）、かつ回答数も少なかったため、この結果をもって220名の全訓練生の意見を代表させるのは乱暴すぎよう。とはいえ、制度運営の主体者でありかつ制度の運営にかなりの責任を有していた事業団にとっては、耳が痛い指摘もあり業務評価の面で又、今後この種の制度を再開する場合には参考とすべき貴重な資料を得ることが出来たといえる。こゝでは以上のような点を了解した上で今回のアンケートの結果について若干の考察を加えることゝしたい。

ア. 契約途中に農家を出るものもかなり見られるが（今回はすべて帰国者であった。）、引受農家を出る理由としては次のようなものが多かった。

- ①重労働等引受側労働条件への不満
- ②家庭の事情で日本に帰国する
- ③将来への不安、他の社会への興味

③については3-3)エの項でも述べた通り農業労働に対する認識の違いや、労働慣行の違いによるとまどいのため実際以上に訓練生には重荷となり負担となったようである。日本の農民は一般に勤勉であるといわれるけれどアメリカやカナダの農民の勤勉さは日本以上かも知れないし、体力的にハンディーを負う日本人が彼等と共に働くことはそれ自体で重労働とならざるを得ないことは想像にかたくない。それ以上に引受農家と訓練生との関係が日本のそれとは比較にならぬ位にドライであるということもある。同じ日本人もしくは日系人として訓練生の側に甘えとはいわないまでも

暖い家庭的な雰囲気を求める気持ちがあったに違いない。しかし、各農家の経営主体が二世に移りつゝある時でもあり、そこには日本的な人間関係よりも契約にもとづく雇用者と被雇用者の関係の方が優先したことは当然である。このため1日14時間15時間という繁忙期ですら訓練生は契約通り、すべての食事を自炊しなければならなかった。こういう特別の時位は主人が食事に呼んでくれても良いではないかと訴える訓練生が多かったという事実がある。こうした感情的な不満感が労働や労働条件の不満を拡大する要因になることはたびたび指摘されていたが、日本人とカナダ人の物の考え方の違いとして結局解決されなかった。尙、この食事の問題については制度開始前から外務省現地公館は自炊は好ましくないとの意見を表明していたことはあまり知られていない。⑨については制度の問題点として指摘された通り、この制度が移住を志すものと2ヶ年の農業訓練生と考えるもの双方を受け入れるものであったため制度の性格がいまいで3-(3)エの後半で述べたところの不満、不安感を訓練生に与えたこととなった。

イ. 訓練期間(契約期間)終了後もカナダに残った者の職業については3-(2)エで見た通り農業従事者が16名であったが非農業に区分した者の内の造園業2名を含むと農業分野が18名となる。農業移住訓練生制度ということからするとこの数字は満足のものであるが、自営独立しているものが造園の1名を含め3名であることを考えると彼等を独立に導くための施策を考える必要性は認識出来よう。このことは本制度の問題点として資金援助等事業団の一貫した援助体制が欠如していると指摘されている通りである。南米諸国とは異なり土地代も高くその独立には多額の資金が必要なことは事業団としても早くから認識し、南米で実施しているような低利貸付制度の実現を検討して来たが、カナダ政府の意向もありいまだ解決していない。この種制度を再開するとすれば、この点はぜひ解決しなければならない課題であろう。

ウ. この制度に参加した動機やその時点での永住、帰国の意志に対する回答でも解る通り本制度が“移住者”と“訓練生”の二本立てであったことについて考え方を整理しておく必要がある。まず移住のつもりであるものについては、2ヶ年の契約期間はカナダに定着し、独立するための第1段階でありその意味で契約満了から独立へ至る道筋が不明確であったといえよう。一方“訓練生”グループにとってはこの機会に広くカナダを知り英

会話の一つも習得したいとの希望があるにもかかわらず2ケ年間に過酷な労働に追われ「訓練」の性格が少なすぎるという不満があったと考えられる。この性格の二重性を解消するため事業団では昭和49年度送出国より名称を「アルバータ州南部農業青年移住プログラム」と変更し、プログラムの主旨を「移住者のためのプログラム」と改めた。しかし、カナダ国内の労働事情や移住政策の変更のため昭和52年度より本制度を中断することとなった（51年度も送出国は1名のみ）。この種制度を再開するとすれば「訓練生」の性格を強める方が広く一般にアピールするであろうことは充分予測出来が、その訓練生をどう移住と結びつけてゆくか又、その方法は十分検討する必要がある。

エ. 最後にこの制度に対する評価を与えるとすれば3-(3)ウ, エ, オの項で見え通り、この種制度の存在は評価され得るし、この制度を利用してカナダに移住した者のかなりの部分が現在の生活を満足もしくは普通とみなしていることから考えれば移住者送出国を事業の一つの目標とする当事業団としてもこの制度を評価することが出来よう。たゞこの考察のところでも述べて来た通り、制度の運営方法や性格付けに関してはかならずしも満足できるものであったとは言いがたい。こうした制度を始めるとすればその前に解決しなければならない問題は多々あるということになる。

〈参 考 資 料〉

◎カナダ農業移住訓練生制度について

1. 制度開始までの経緯と背景

カナダは1962年に新たな「移民施行規則」を制定し従前の白人優先であった移民政策を改めた。しかし、この規則の完全な運用は1966年、当時の移民大臣J. Marchand が国会に提出した「移民白書」によってであるといえよう。この白書は『カナダが移住者を必要とする計画には異議はないであろうが、問題は今後の年月において、いかなる国から、どの位の数のいかなる種類の移住者を迎えるべきかである。この基本問題に対する解答は、経済的・社会的・人種的考慮の複雑なる相互関係により決定されるものであるが、原則として人種、皮膚の色または宗教により差別をしてはならない。』と述べている。こうした基本理念を受け、更には1967年にはExpo 67をモントリオールで開催する等カナダの労働力需要が増大していたという背景ともあいまって、アジア人移住者の数も急激に増えることとなった。事業団でもカナダ大使館査証部と協力してこの頃よりカナダ移住に関する啓発、相談業務を開始し、1967年にはトロントに駐在員事務所を開設した。事業団は南米諸国における日本人農業移住者の相手国への貢献を高く評価していたこともあり、カナダにおいても定着度の高いしかもカナダ人および欧米諸国からの移住者とも比較的競合しない農業移住者の送出国を検討したが、南米諸国におけるように事業団直営方式の移住地設定はカナダの国情からして不可能であり、又、土地の価格も高く安易に農業移住者を送出することが困難であることが判明した。又、この頃戦前移住者の指名呼寄せでかなりの数の農業移住者がカナダに渡ったが、これは大半が便宜的なもので実際に農業に従事するものは少なかった。トロント駐在員はこうした状況を踏まえ、日本の青年を2ヶ年位カナダで農業実習させ、その中から農業移住者が出てくることが望ましいと判断した。カナダ政府、日本外務省とも意見の調整に努め、又訓練生の受入先としてアルバータ州ポテト生産者組合（日系農家が中心）を決定し1969年4月22日の第1回訓練生送出国にこぎつけた。

2. 制度の内容とその変遷

事業団は当初この制度を純粋な訓練・研修制度と考え、訓練を終えた者の内カナダに永住を希望するものにはあらためて永住Visaを発給する形

でカナダ側にサウンドしたが、カナダ側は研修的事業ではなく移住者としての受入れを決定した。これを受けて事業団はこの制度を「カナダ農業移住訓練生」と呼び、事業の趣旨を次のように定めた。『この事業は、日本の農村青年をカナダに派遣し、2ケ年にわたる農業実習と研修を通じて、カナダ農業の実際を体験せしめ、近代農業の経営能力を涵養するとともに、国際的視野を培いつつカナダ社会への適応力を高め、もって将来カナダ移住者の中核として、その若い力を発揮し得る人材の養成を図るとともに、他方訓練期間終了後、帰国を希望するものについては、帰国後わが国農村地域の中堅となるべき人材の形成と、広く青少年の国際理解ならびに健全な海外発展思想の高揚に役立つことを目的とし、あわせて日加両国民の友好関係の増進に寄与しようとするものである。』訓練生の募集・選考は事業団が行い、この合格者については約1ヶ月の訓練期間を経て送出し、受入れには先にも述べた通り、アルバータ州ポテト生産者組合があたった。配属農家の決定についても事業団とポテト生産者組合の話し合いによった。なお、この訓練生は移住者としてカナダに受け入れられるため、カナダ側の移住選考にパスする必要があったが、就労先が決定していることからこの選考は一般移住者の場合より容易であった。その後、就労条件への不満や人間関係から2ケ年の訓練期間を終了せずに引受農家を出る者が増え、又最初から永住権取得だけを目的とした便乗組も現れる等の問題が生じた。受入側のポテト生産者組合からはこの途中脱退者について、日本側の選考を疑問とする意見も出され、事業団としてもこの制度が移住と訓練の2本立てのために、2ケ年間の外国での生活体験のみを求める安易な考えの者も多く、そのために農家での労働にも耐えられないケースが多いと判断した。結局1974年以降は名称も「アルバータ州南部農業青年移住プログラム」と訓練生の語句をはずし、その趣旨も『海外移住を希望する農村青年に、先進国カナダへの農業移住の機会を与え、大規模経営における機械化農業、一般農作業等の実際体験を通じてカナダ社会への適応力を高めるためのプログラムである。』と変更した。参考までに1975年度の募集案内書は、末尾の資料3の通りである。

3. 本制度中断の理由

本制度中断の理由は、直接的にはカナダ政府の方針により永住ビザ取得が困難になったことである。永住ビザ取得が困難になった理由としては次

のものが掲げられる。①経済状況の悪化により、失業者が増加し、国内労働力を移住者に優先して吸収したい。②訓練生が契約途中で農家を出て都市に流出し、本来の農業移住者とはなっていない。③地元のマンパワー事務所が、農業労働者としての移住者の受入れを、既受入移住者、メキシコ人、韓国人の順で優先する方針をとった。④カナダが移住者受入れ数を全体的におさえる傾向にある。⑤訓練生応募者に、移住資格条件に不適格な者が多い（低年齢、職業経験不足等）。本制度中断の間接的な理由としては、トラブルの多発により、引受け側の本制度継続への熱意が低下したことをあげておきたい。

資料 3

CANADA

アルバータ州南部農業青年移住プログラム

- 海外移住を希望する農村青年に先進国カナダへの農業移住の機会を与え、大規模経営における機械化農業、一般農作業等の実際体験を通じてカナダ社会への適応力を高めるためのプログラムで、国際協力事業団が移住者受入委員会と協力し実施しているものです。

- 移住者はアルバータ馬鈴薯栽培者協会（移住者受入委員会）が指定する農家との間で締結する「雇用協定」に従って2カ年間移住者が希望すればその後も引続いて就労することとなります。

1. 実施機関

☆引受機関：Alberta Potato Growers Association

(アルバータ馬鈴薯栽培者協会)

アルバータ州南部における馬鈴薯栽培農場主が加入している協会が引受機関となります。

2 国内あつせん機関

国際協力事業団

3 あつせん要領

☆人員：6名

☆申込〆切：昭和50年12月末日

☆資格条件：満18才～23才の男子

- ・農業経験3年以上または農業高校卒業の者
(農業関係研修機関を終了した者は、研修期間と農業従事年数を合算して3年以上の者)
- ・現に農業に従事し、カナダで農業を行う意志のある者
- ・身体的障害のない者で継続的な単純農業労働に耐え得る者
- ・自炊生活を行う能力のある者
- ・大型農業機械の操作および修理をなし得る基礎的能力を具備している者

※申込書類等、詳しい事項については各支部で指導します。

4. 申込み後の主要手続日程

事業団本部審査	}	1月上旬
カナダ大使館人的資源移民部宛書類提出		
人的資源移民部面接と仮許可者発表		1月下旬
健康診断		1月下旬
事業団渡航前訓練講習		2月上旬～3月上旬
最終合格者の決定		3月下旬
渡航		4月初旬

☆渡航費：全額自己負担です。

東京～カルガリー間で169,350円

その他、宿泊料、バス代等で約20ドルかかります。

☆諸経費：国内旅費、健康診断、訓練講習等5万～6万円程度必要です。

☆事業団渡航前訓練講習：

主な内容は、日常英会話、農業機械運転免許取得のための基礎的語学、農作業および農業機械操作のための実習、講義、現地事情説明等です。

宿泊料は無料、給食費は当事業団が半額補助します。

なお、訓練講習中に農業移住者として不適格と認められる事実が判明した場合は退所させることがあります。

5 アルバータ州南部の農業

農家の平均耕地面積は870エーカー（約348町歩）でポテトを中心とした麦、ビートの混合作地域であるが、牛や豚を飼育しているところもあります。しかし、ポテト・キャピタル（ポテトの首都）と呼ばれているように、この地域の日系人はポテト栽培者として広く認められています。

6. 農業青年移住者の就労内容

機械化農業という言葉から受けがちな合理化、労働力の省力化等、すべてオートメーションを想像しがちですが、アルバータ州の特殊性から労働事情も日本とは非常に異なります。つまり、夏期は雨が少なく、且つ冬期の到来の早いことから

- (1) 灌漑農作業が重要な作業となっている。
- (2) 収穫期における収穫作業は短期日に集中している。
- (3) 農業機械使用のための作業段取、準備その他の長時間の単純作業が一般的である。

等から、特に初年度は慣れ不足もあって相当厳しい農作業となっています。

7. 待遇条件

待遇条件「雇用協定」に基本的条件が規定されていますので、ここでは、その中から主要な事項について説明します。

(1) 賃金・労働時間

雇用契約年次	賃金(月)	労働時間
初年度	C\$ 425	1～2月 8時間
		3 # 9 #
		4 # 10 #
		5～6 # 12 #
		7～8 # 10 #
次年度	C\$ 475	9～10 # 13 #
		11 # 10 #

ただし、12月は無給、補完研修月となる。
第2年度終了時ボーナスとして次年度賃金1カ月分が支給される。
第3年以降も引き続き就労可能である。

※賃金より所得税、厚生年金、失業保険、健康保険を控除した額が支給されます。(C.\$はU.\$とほぼ同額)

(2) 休日

- 5月～10月は少くとも毎月任意の2日間
- 11月～4月は少くとも毎月の日曜日、カナダの法定休日および年始3日間
- 農事の都合上、緊急止む得ない場合、移住者の同意があれば休日に作業することもあり、その分の賃金が支払われます。

(3) 宿舍と設備

引受農場主は宿舍のほか、テーブル、椅子、個人用ベッド、マットレス
充分な暖房、照明、窓、洗濯場、浴槽またはシャワー設備等を完備すること
になっています。

(4) 各種保険

カナダ法令で期定されている厚生年金や失業保険，健康保険などに加入します。その保険料は所得税とともに雇用主が移住者の給料から源泉徴収（控除）します。

雇用主は農業移住者が農作業中にその作業に起因した傷害や疾病に対しては費用を負担します。ただし，業務外の傷害や疾病については移住者自身の負担となります。

(5) その他（共済基金）

このプログラムに関連して発生する不測の事故や問題を解決するための資金として，農業専年移住者と雇用主が共に同額ずつ拠出する共済基金制度があります。

< 参 考 >

○ カナダの農業

耕地が広大なため殆んどが機械化農業です。

営農タイプとしてはケベック、オンタリオ州の酪農、オンタリオ、アルバータ州の畜産、平原三州（アルバータ、サスカチワン、マニトバ）の穀物、B. C. 州の果樹などが有名です。カナダの諸州で生産された農畜産物のうち、小麦、牛肉、豚肉、チーズ、卵、ポテト、リンゴ、種子などが加工、末加工のままで多くの国へ輸出されています。

カナダ連邦政府はこれら各州の農業振興のため、各州に大規模な研究施設や試験農場を設けています。また、連邦農業信用金庫やその他の各州の機関が農業者に貸付けを行っています。また、農業政策を遂行するための各種の法律が施行されております。

○ 農業青年移住者の心構え

自己のベストを尽し、農作業環境に積極的に順応すること。

指示された農作業を遂行し、時間を厳守すること。

独立独歩の逞しい精神を鍛錬すること。

機械作業、一般作業に対しては細心の注意を払うとともに研究心を燃やすこと。

自己の判断で処理出来ない就労上の問題が発生したら、迷わず農場主に相談すること。

農場主、先輩、同期生との人間的繋がりを大切にすること。

